

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第30回）
議事要旨**

1. 日時

令和6年10月22日（火）16時30分～17時58分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（隆）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務事務次官、山崎大臣官房総括審議官、豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、村上同局放送技術課長、岡井同局衛星・地域放送課長、坂入同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、増原同局国際放送推進室長、細野同局放送政策課外資規制審査官、西村同局放送政策課企画官、宗政同局地上放送課企画官、本橋同局地域放送推進室長、渡邊同局地域放送推進室技術企画官、岡山同局コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム主査である伊東座長代理及び作業チーム事務局より、資料30-1及び30-2に基づき、説明が行われた。

（2）「衛星放送ワーキンググループ」からの報告

衛星放送ワーキンググループ主査である伊東座長代理及びワーキンググループ事務局より、資料30-3及び30-4に基づき、説明が行われた。

（3）「公共放送ワーキンググループ」からの報告

公共放送ワーキンググループ主査である三友座長及びワーキンググループ事務局より、資料3

0－5及び資料30－6に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答

各構成員等からの発言はなかった。

(5) 検討会取りまとめ(第3次)(案)について

事務局より、資料30－7及び資料30－8に基づき、説明が行われた。

(6) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【瀧構成員】

御説明ありがとうございました。取りまとめ本当にお疲れさまでございます。私からは最初のポイントといいますか、放送概念の箇所についてだけ、コメントがございます。

今の放送制度というのは、もともと人口が増えてくるフェーズの日本において、情報を届ける立場から生まれる広告などを収益源とする、ある意味、経済学的な表現でいうとレントがある中で、その中で公益的な情報を提供するとか、つくるといったことのバランスの中で成り立ってきたんだと思いますが、当然、人口減であったりとか視聴者の高齢化の中でバランスが悪くなってきたことが、放送制度のそもそもの大きな見直しの発端になっているんだと思っています。

これからの新しい放送概念を考えていく時に、非常に重要なのはちゃんとそれが経済分析されていることなのかなと思っている次第でございます。というのは、これからの放送概念の担い手が、例えばより真実に近い放送をすることであったり、最低限、例えば差別や偏見とかフェイクニュースを助長したり、拡散する側に回らないこととかがすごく大事になってくると思いますが、そういったことの社会的価値を生み出す人たちに、何らかのコストベネフィットでいうとベネフィットの側をどう提供できるかということを考えたときに、あまり考えたくないケースですが、例えばプロミネンスというものを提供することですが、プロミネンス自体の価値があまり高くないといったことが起きてしまうと、そもそも成り手がいなくなるといったことはあるのだと思っています。

私は、テクノロジー業界で会社経営をやっている立場ですが、毎年いろいろなメディアやサービスの経済的な価値、その人たちが得られるベネフィットのようなもの、刻々と変わる側面がありますので、前回の検討時には十分なプロミネンスに対して、こういう成り手がいるのではないかとといったことが言えたとしても、それが翌年や翌々年に配信プラットフォームの勢力図が変わったりすることで、全然機能しなくなってしまうといったことが今後はあり得るのだと思っています。

なので、事業者を営む側からとしては、コストとベネフィットが常に精緻である必要はありませんが、

大まかなバランスとして今、事業としてそもそも成り立ち得るのかというところは常に検証しながらしないといけないのかなと、それが数年おきではなくて多分毎年しっかり見るような仕組みが必要なのではないのかなと思っている次第です。実務的には、これは何らか、総務省さんの中でエコノミスト的な仕事をされる人が1人必要なのかなとは思っているところでございます。

あとは今、申し上げた話というのは当然、今までの放送局といいますと何かテレビのリモコンのボタンの数といいますか、そういったところにある程度、プロミネンスといいますか、放送制度自体が持っている、ある種のレントの数が規定されてくるようなところがあったと思うんですけども、仮にインターネットにより軸を寄せたサービス業者になるのだとすると、そのボタンに相当するものはURLのような感じになってきたりもしますので、もっと無数の多くの、ある意味、良い情報の生産者に対して小粒の会社群がそれを担っていくような形になっていくこともあり得るのだと思っています。

なので、これまでの放送の担い手は、比較的我々が数えられるような数のプレーヤー群であったところから、もっと零細な放送事業者群というのがいて、その人たちがニッチだが重要なものを届けていて、当然ですが、それに対して提供できるプロミネンスって何だろうかと、そういう経済構造になることとかもバランスによってはなり得るわけで、この辺りをあくまで私はビジネスの側にいる人間なので、計算ができていいのかということを担保していくことが大事なのではないかなと思いました次第です。

以上、コメントでございます。

【曾我部構成員】

構成員の方々、それから事務局の皆様、非常に大規模な取りまとめをいただきましてどうもありがとうございます。基本的には全く異存はございませんが、大きく2点コメントと御質問を申し上げます。

1点目は今、瀧構成員からありました今後の放送制度の在り方、概念の在り方についてのコメントですが、この議論は各国では既に大きく進んでいるところでありまして、日本はかなり遅れをとっているというのが実情かと思いますので、今後検討を加速していただいて、ふさわしい在り方というのを積極的に探っていっていただきたいというのがコメントというか、要望になります。

もう1点は御質問も含むのですが、取りまとめ全体を拝見して、やや気になったのが国民理解に関してです。放送制度というのはかなり国民生活に密着したものですので、国民の理解あるいは参加を得ながら本来、進めていくものかと思っております。ただ、なかなか国民の側で放送をどうすべきだという積極的なアイデア出にくいのが実情かと思いますので、実際には国で何か選択肢を示して理解を得ていく形にならざるを得ないと思っております。

そういう意味では、今回のIPユニキャストの件については慎重に受容性など調査されているところは大変評価できるかなと思っておりますが、ただ、実際に各地域でIPユニキャスト化していく段階に

おかれましては、改めてその地域住民の理解を十分得ることをお願いしたいと思っております。

それとの関係でもう一つ、ＡＭラジオの休止問題なんですけれども、今回既に運用休止に関する特例措置を利用して休止がなされているということだとお伺いしていますが、ＡＭの休止というのはかなり大きな話で、私もノスタルジアになりますが、中高生の頃、深夜のラジオを聞いて夜ふかししたような記憶があったりするわけですが、ＡＭラジオがなくなっていくということで、今回既に一部で休止をされていることについて、何か国民の側から意見であったり反応であったり、そういったものがあつたのかということが御質問になります。報告書本体を見ても、この部分はかなりさらっと書いてあって、特段休止の影響について、弊害があつたとか、なかったとかいう評価もなかったと思いますので、この点について少し御説明いただけることがあるのであればお願いしたいです。以上となります。

【佐伯放送政策課長】

曾我部先生の御指摘のうち、２つ目に頂きました国民理解のところ、特にＩＰユニキャストについて今後、各地域の住民理解を得ることが重要という点につきましては我々もその通りだと思いますので、今後制度化する等に当たっては十分配慮していきたいと考えております。

それからもう１点、御指摘、御質問をいただきましたＡＭ局の特例措置の話でございます。こちら、まさにオンゴーイングでやっております、基本的には現在、休止しております１３社が来年１月まで休止した上で、それについて各事業者から報告が上がってきて、その中で実際の住民の御意見や御反応も出てくるところがございますので、そちらは別途、報告の機会がございましたらと思っております。

また、並行して本件、総務省側でもＡＭ局の運用中止に関するウェブサイトを作って御意見等ございましたらという形で、コールセンターを今年の２月から作っておりますが、当初は件数はそんなに多くなかった記憶がございます。その後件数に変動があつたかもしれませんが、少なくとも二、三か月前まではそういうような状況でございましたので、恐らくそんなに変わっていないのではないかと思います。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように来年の１月以降に事業者から報告書が上がってくる予定でございますので、そちらについては、また報告の機会あればと思っております。よろしくお願いいたします。

【奥構成員】

３点あります。まず、公共放送ワーキングからの報告についてです。繰り返しにはなりますが、海外におけるインターネット配信プラットフォームの構築に関する段取りについて、かなり気になることがあります。例えばですが、似たような案件として経産省では、コンテンツの輸出を目的に、邦画や日本の制作ドラマなどを海外に見ていただく、あるいはアニメやゲームなどのマーチャンダイジング展開を

進めています。このケースは、海外の方にコンテンツそのもののファンの方も非常に多く、日本のコンテンツを見ていただくというエンタテインメントとしての要素がたくさんあると思います。

一方で、総務省で議論しているNHK国際放送とJIBの話は、どちらかというと日本から国として伝えたいことを見てもらう、聞いてもらおうということかというと、ハードルが1段階高い多いと感じます。そんな中で、この資料30-6-5に1行書かれていますが、過去、NHKの国際放送と、それからJIBでやってきた実績でかなり厳しかったことに対するフィードバックというのをしていないと、「言うは易しですが行うは難しい」のではないかということを感じます。今後進めるに当たっては、その点も勘案して進めていただければというのが1点であります。

それから2点目です。2点目はBB代替です。BB代替についても繰り返し申し上げておりますが、ユーザーの受容性についてというところが気になります。簡単にいうと、「録画ができないこと、あるいは1世帯で2台のテレビに対応するのか、あるいは2チャンネルが同時に見られるのか」といったところが、あまりはっきりとは書かれておりません。ちなみにですが、ビデオリサーチのMCR/exデータによりますと、2024年6月の首都圏のデータでは、視聴者がライブで見る時間とタイムシフトで録画したものを見る時間尺の比率はM3、F3、つまり50歳以上の年配者では、男女ともに85対15です。かなりの分量の録画したものを後で見ている方がいらっしゃるということです。首都圏のデータなので今回のBB代替の該当地に当たるものではありませんが、該当地で逆にさらにシニア化が進んでいるとすれば、これよりスコアが高くなるのではないかと感じます。

そんな中でワーキンググループのレポートには、約2割の方が反対であるということをおっしゃって、これを「一定の受容性があった」というにはならないと思います。従って、今後の進め方に沿って取り組んでいく段階で、どのくらい都合が悪いのか、実際やってみて都合が悪いのかといった部分のモニターや、あるいは有事である地震や災害、台風などのときに、皆が同じチャンネルを見に行くような輻輳が起こりそうなときに、どの程度ちゃんと映っていたのかといったモニターをフィードバックできるようなルールを作っていく改善できるようにして欲しいです。「やりました、終わりです」というのではなく、ユーザーの2割の声というのを少し大事にしていいただければと思います。

3点目です。親会での報告の中で最初の項目である放送の概念というところを考え直そうと、テクノロジーや技術規格だけでなく考えましょうということはまさに期待するところであります。同時配信から始まった、放送をネットに出すときの障害になっている様々な案件について、クリアになっていければということを感じたいと思います。

30-8の3ページの一番下にあるBB代替のポンチ絵について、一言申し上げたいと思います。右側にあるブロードバンド代替による代替の仕組みという絵は、TVerやNHKプラスのような放送局の親局からインターネット網を使ってユーザー宅に届ける仕組みのことを書いてありますが、今回は地域限

定特定入力型自動公衆送信という話を中心にフタかぶせを避けるということであるならば、放送局から回線収容局までは放送波で伝え、そこからインターネットでと絵を書き直したほうが誤解を避けられるのではないかと思います。

以上でございます。今回の取りまとめに関して、関係者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

【伊東座長代理】

資料30－8の図についてですが、私も実は奥構成員と同じことを感じておりまして、地域限定特定入力型自動公衆送信を想起するように、放送波受信であることが分かるポンチ絵にしたほうが良いのかなと思っておりまして。これが1点です。

それから御指摘のあった録画でございますが、今日は時間の関係で詳細な説明はございませんでしたが、資料30－2の25ページを開けていただきますと、録画についての品質・機能の基本的な枠組みに関する記述がございます。そこでは「録画（ストリーミング動画の蓄積）など、放送後であっても視聴者が放送番組を視聴できる環境が確保されていること」が、BB代替の基本的な枠組みとして挙げられております。録画機能は非常に重要で、現状の見逃し配信では必ずしも全ての番組が配信対象になっていない、また1週間程度で終わるものも多いので、それでは不十分だということで、録画あるいはストリーミング動画の蓄積は基本的には実現すべき枠組みになっております。

それからもう1点、同じ資料30－2の25ページの一つ上に、「1世帯当たり2チャンネル以上または2端末以上」と記載されております。これは輻輳等々の原因にもなる伝送レートの増加の観点からは、一つの端末で裏録するのも、同一世帯内の別の端末で視聴するのも同じ程度の負荷になるだろうということで、このような記述になっているものと思います。

全体を通しまして、このBB代替の作業チームの位置づけも踏まえまして、あまり先走って詳細な規定にまで足を踏み込みますと、今後いずれは情通審で放送の代替としてふさわしい技術的条件が検討されることになるのだろうと想定しておりますが、そこでの検討の自由度を奪うことにもなりかねないので、そうはならないように気をつけていた面もございます。その辺りも含めて御理解賜れば有難いです。以上でございます。

【飯村情報通信作品振興課長】

先ほど奥先生からいただきました、公共放送WG取りまとめに関する概要の部分の⑤のインターネット配信プラットフォームの部分につきまして御説明させていただきます。御指摘ありがとうございました。

海外展開についてご指摘のとおり、様々なハードルや課題もあるところであり、そのような部分を次年度以降検証するに当たって、具体的に効果的な方策や、既存のビジネスとの関係性、活用といったようなところなど含めまして、様々な御指摘を踏まえながら進めていきたいと考えてございます。

また、グローバルに展開し得るようなコンテンツ制作の部分の後押しといったようなところなども含めまして、全体として進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【細野放送政策課外資規制審査官】

御指摘ありがとうございます。先ほど伊東主査からも御説明させていただきましたとおり、御指摘の各要素につきましても、作業チーム内で議論いただいて、その結果として「基本的な枠組み」に示させていただいたものでございます。また、指摘にございました「受け入れられない」とした方々については、我々としても非常に留意をしているところでございます。ご指摘に対する考え方の一つといたしましては、資料30－2のP26のQ○E／Q○Sの監視というところで「適切な手法で監視されるべき」という記述をしており、こういった品質などは確認をしていくべきだ、という方針は作業チームの中でも示されたものだと理解をしているところでございます。

いずれにいたしましても、このような「基本的な枠組み」をベースに、関係者が取り組んでいくことが重要というのが作業チームでの結論であったと理解をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐伯放送政策課長】

奥先生から御指摘の最後の点、概要資料の資料30－8の3ページ目の絵でございますが、簡略化し過ぎたかもしれませんので適宜修正させていただければと思います。

【奥構成員】

理解を深めましたので、ありがとうございました。

【落合構成員】

ブロードバンド代替、衛星放送、公共放送の各ワーキングも含めて多くの議論が整理されておりまして、その中で放送局が地に足を着いて取組を進めるための準備が進んだと思っております。事務局、御参加の皆様、座長、委員の先生方に感謝を申し上げたいと思います。社会受容性を考えながら経営の選択肢を確保できるように、それぞれの取組を進めていただくことを期待しております。NHKにおいては今後もガバナンスの強化や、問題の再発防止などを含めて行っていただくことは必須である

と思いますが、一方で、NHK法の改正も含めてインターネット配信業務も進めることなど、日本発の情報発信の強化のためにも国際放送に関する推進を行っていただきたいと考えております。

一方で、1点申し上げたい点がございます。今後の重要課題があることも今回の議論で確認されたと思っております。デジタル時代の放送の定義を整理することは何より重要であると思っております。その中で同時配信の取扱いから進めていき、著作権の処理も含めて整備をすることが重要ですが、最終的にデジタル空間における放送の在り方も含めてしっかり検討していくことが重要ではないかと考えております。

視聴環境が変わってくる中では放送事業者の役割が適正に発揮されるよう、プロミネンスに関する議論というのをも併せて進めることが重要ではないかと考えております。これはコネクテッドTVのリモコンなどがまずは念頭になるということかと思いますが、放送の役割が発揮されるよう、国民からのアクセスを確保するための環境整備が重要ではないかと考えております。

さらに、データの取扱いに関する見直しというのも重要ではないかと考えております。民間放送事業者の事業においても、また、インターネット空間におけるコンテンツビジネスにおいても、いずれにしても広告事業が重要という中で、インターネット空間ではプラットフォーム事業者が個人データを活用して取組を進め、優位に事業展開を行っている状況があります。このような中で、個人データの保護を適正に行うことは当然必須ですが、その上で適切にデータ活用ができる環境を整備することも重要ではないかと考えております。

今後こういった放送の定義、プロミネンス、データの3つの議論については、それぞれに議論がされている状況を整理して親会が議論をリードする、もしくはタスクフォースをつくったりする、様々な方法はあると思いますが、いずれにせよ、まとまって課題の深掘りを行いながら議論を整理していくことが重要ではないかと考えております。また、論点の整理を進めるためには早めの議論の再開も必要でないかと考えております。その上で定期的に取りまとめを行い、進捗をステークホルダーとも確認しながら議論を進めていくことが肝要であると考えております。

そのうえで最終的に1点だけお願いですが、第1章の放送の将来像のところに早期の議論の再開を行っていくような方針をぜひ示していただきたいと思っておりますので、そういった記載の追加について御検討いただければと思います。私は以上です。

【佐伯放送政策課長】

放送の定義の整理、それからプロミネンス、データの取扱いをまとめてしっかりと議論すべきということと、早めの議論の再開についてというお話でございました。座長と御相談させていただきながら、報告書への反映については検討させていただければと存じます。

【三友座長】

いずれ今後も議論が展開されていくことと思いますので、どのような形で御指摘いただいた点を反映するかについては、また相談をさせていただければと思います。

【大谷構成員】

これまでの議論、よくまとめていただいて御苦勞が多かったと思いますが、取りまとめの内容につきましては基本的に賛同しております。また、質疑応答でかなり明確になったところもございますので、2点ほどコメントさせていただければと思います。

まず1点目ですが、放送がデジタルの他のコンテンツ産業からその独自性を示すものというキーワードになるのが、編集責任という言葉だと理解しておりまして、その点を明確に今回示していただいたことには意義があると思っております。また、編集責任についても、むき出しの編集責任という言葉で使うのではなく、自主自律を基本とする一定の編集責任という形でまとめていただいたことというのが今後の方向性、放送概念を明確にしていく上で大変重要な説明の仕方だったと思っております。他方、それに関わることで編集責任が全うされているかどうかということを確認するための制度的担保としては、コンテンツ規制というものが制度としては考えられると思いますし、既に御紹介いただいているように諸外国ではコンテンツ規制が導入されているということです。それは現在の放送とそのままパラレルに捉えてということだと思いますが、この自主自律を基本とする一定の編集責任という考え方と、それからコンテンツ規制を制度の中に置くということ、ちょっとしたコンフリクトといった緊張関係にあるものだと思いますので、それをどういうふうに盛り込んでいくのかというのは今後の議論の中でも大変重要なものになってくるかと思えます。各関係者の方の御意見を聞きながら、その辺を整理して、本当に信頼される放送を残すという意味で何ができるかを考えていければと思います。

次にラジオ関係については、もう既に御意見が出たところですが、特例制度の位置づけについて、コメントさせてください。私が誤解しているようであれば訂正いただければと思っているんですが、古い受信機はワイドFMの帯域、周波数に対応していないものがあって、十分にワイドFMが視聴できないケースも考えられるということで住民への周知広報を促進したり、エリアカバー率を確認したりする上での検証の意味合いも含んでいると理解していたところです。今回、特例措置を繰り返し再度行う上で基準などを見直していますが、実際に住民への周知広報が促進するという効果があったのかどうかなどについての今後検証が必要になってくるとも思っております。その点について今回、詳しくは述べられていないところですが、今後の動きとして必要になってくると思いましたので、一応リマインドさせていただく形でコメントさせていただいた次第です。私からは以上でございます。

【佐伯放送政策課長】

1 点目につきましては今後議論を進めるに当たって、今、先生から頂いたような点については留意していく情報と考えております。

それから2点目のラジオの特例措置につきましてもおっしゃるとおりでございまして、現在の特例措置の中で検証する項目として住民の周知等も行っておりますし、先ほど申し上げたような報告が上がってくる中でも自主的に検証されることになっていると思いますので、引き続きやっていく形になるかと思っています。

【飯塚構成員】

取りまとめ、ありがとうございました。1つはコメントで、1つは質問になります。

1つ目は瀧構成員他、指摘されておりましたが、プロミネンスについて経済的な観点、コストベネフィットの観点という御指摘があったかと思います。その観点からプロミネンス制度におきましては、基幹放送事業者というものを例えばコア局と準コア局のような区分に分けて、準コア局の場合にはプロミネンスに有効期間を設けてプロミネンス対象の自由度を高めること、つまり退出することも可能にするという、各局の自主独立性に委ねるような運用というのも考え方としてあるかもしれないと思った次第です。実際、ドイツでは審査基準にパスした場合にはプロミネンスのステータスが付与されると承知しておりますが、その有効期間は3年間と承知をしております。放送局によってはコストベネフィットの観点から、再度プロミネンスのステータスを得たいと思う事業者もあれば、そうでない事業者もあるのではないかと推測をしているところです。このような状況を踏まえてみますと、プロミネンスにおける参入、退出ということに対して柔軟に対応できるように、制度的にも技術的にも例えばソフトウェアで対応するといった、そういう技術的な仕組みも含めて考えておく必要があるのではないかなと感じた次第です。

もう一つは、小規模中継局についてですが、小規模中継局がカバーしている放送エリアのうち、コストの合理性がないと見込まれるような場合に、そのようなエリアにおいて既にケーブルテレビやブロードバンドサービスが利用できる割合というのはどのくらいあるのかということと、あるいは両方とも利用できない割合、もしくは両方とも利用できないような世帯数というのは現状どのくらいあるのか、どのくらい見積もられているのかというのを教えていただければと思った次第です。もし、いずれのインフラ、ないし媒体もない場合には衛星も含めた新しい設備投資が発生すると見込まれますが、他方で利用者に対しては過度な負担とならないように配慮する必要があると思います。その辺、議論されていると思われるところ、私が報告書で見落とししていたら申し訳ありませんが、その辺の落としどころ、ある

いは投資回収の見通しについてどのように考えられているのか、場合によっては助成金などの国の支援措置が想定されているのか、それは受信者である利用者側、インフラ提供者側、双方を対象とされているのか、もし現時点での見通しがあれば教えていただければと思った次第です。

【長田構成員】

よく取りまとめていただいたなと思っています。今、各構成員の先生方からのお話を伺っていても、色々な課題が技術や制度、経済の面においてあると思いますが、いつも皆様が忘れないでくださる受信者側のことをもう一度、申し上げたいなと思いました。

曾我部先生から御指摘あったラジオの件について、FMの放送が入らないという非常に難しい地域は実際にありますので、全てのAM局がFM化してしまうことについては、いろいろ課題はあるなと思っています。そういう方にもどうしてそうになってしまうのかということも含めて、放送事業者の皆さんと、そして受信者の皆さんがうまく対話ができ、どうすればいいのか、radikoでこうやって聞けますというようなことも含めて、それぞれの現場での対話がもう少しできるといいのではないかと思います。

それから、色々な側面からこれからまた検討していく場合に、現場の放送局の皆さんがその地域の受信者の方とつながっていらっしゃると思いますので、そういったところの声もぜひ聞かせていただきながら、落ち着いたところで、放送って絶対にあるものと皆さんが思っていると思いますので、それがいろいろな意味で危機がある、難しい課題が起こっているのだということを皆さんで情報を共有しながら、どうすればいいかというのを検討することができればいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

【三友座長】

いつもおっしゃっているように、受信者、消費者側のことを考えてということは、肝に銘じておきたいと思います。ありがとうございました。

【宍戸構成員】

2点だけ申し上げたいと思います。第1点は、この報告書の1章に該当する放送概念をめぐる議論について、このように整理をいただきましてありがとうございました。引用していただいておりますように、私自身も、デジタル空間の情報流通の健全性確保に関する議論に参加する中で、放送の役割が重たいからこそ、今後の放送制度を考える上で、その根幹となる放送概念について見直しが必要でないか、はっきり申しますと、かなり高めのトスを上げてみたところが正直ございますが、構成員の皆様、オブ

ザーバの皆様が、正面から受け止めていただき、一定の整理を得たということに御礼を申し上げたいと思います。また同時に、落合構成員がおっしゃいましたように、情報流通の健全性の議論などを行っていく中で、非常に焦眉の課題であると思っておりますので、その議論は早急に進めていただきたいと思います。

このこととの関連でございしますが、放送概念の議論は同時に実質的には基幹放送の在り方をめぐる議論でもあるだろうと思います。この点、報告書の本体の20ページの「6、今後の進め方」において、B B代替の議論も、単なる、免許を受けた事業者の救済ではなくて、基幹放送の維持発展を支えるため、放送の社会的役割の実現を確実かつ適切に果たすことを確保可能な限りにおいて基幹放送の事業における経営の選択肢を拡大する政策的な観点から、と書いていただいたのは極めて的確であり、意味深長であるだろうと思っております。このことは放送事業者の方々もそうですし、また、政府においても、ここが出発点なのだという事は盛んに強調し意識していただきたいと思いますと考えております。これが1点目でございます。

2点目は、放送概念はともかくといたしまして全体として放送制度の在り方、あるいはデジタル空間における情報流通の中での放送の役割を考えるに当たりまして、私は法律家でございますので、規範的に物を申しましたけれども、しかし、瀧構成員や大谷構成員などからも御指摘があったと思いますが、現実の放送、あるいは放送外の様々なデジタル空間、あるいはコンテンツの流通の状況をナショナルに、あるいはエリアごとにきっちりと把握をして、そのファクトに基づいてそういう議論が必要か、その場合にどういう手立てが必要かという議論が必要であるだろうと思います。当時この検討会のメンバーではございませんでしたが、1次取りまとめの議論に至る過程でヒアリングやワーキンググループのメンバーとしても、放送を取り巻く状況についてデータを総務省において集めて、それを分析して、だからこういう政策が必要であるとか、今のままではまずいのではないかという議論が、視聴者の権利、利益を守っていく観点からも必要でないかということは何度か強調させていただいたと思っております。この点、構成員の方々のおっしゃることと重なることだと思っておりますので、改めてこの場で強調させていただきたいと思います。私から以上でございます。

【佐伯放送政策課長】

宍戸先生と落合先生から、早めの議論を開始すべきというような御意見があったと認識しております。なるべくそのように図りたいと思いつつ、一方でファクトに基づいて議論が行われるべきでございますので、並行して議論の基になるような分析やデータの収集などを事務局としても並行して進めていきたいと思っておりますので、それができてからの議論というような形になるのかもしれませんが。どこまで早められるかというのがプレッシャーに感じておりますが頑張っていきたいと考えております。

それから1点、飯塚先生から御質問を受けましたコスト合理性の関係でございます。こちら、先ほど資料の38ページのスライド4の工程表の中で少し言及させていただきましたが、まさに今、このコスト計算であったり、代替手段の比較検討等であったりが、各地域におきまして中継局の共同利用の地域協議会等の場で進められていると認識しております。そういう意味では、まだ公表できるようなデータがまとまってあるわけではないかと思いますが、一方で、そうした政策を進めていく上では、ある程度の規模感やそういったデータは非常に重要だという御指摘と受け止めましたので、こちらの工程表にありますように、ぜひNHKさん、民放さんともに議論を加速していただいて、そうしたデータについても、できれば公表できるような形で取りまとめていただければというようなことを考えているところでございます。以上でございます。

【三友座長】

皆様から頂きました御意見、御質問を伺いまして、改めてこの検討会が扱っている課題の深遠さというものを実感いたしました。今回は第2次の取りまとめからの続きの第3次の取りまとめになるわけですが、この第3次の取りまとめが、また新たな一歩になると私は考えております。

本日の議論を踏まえまして、取りまとめ（第3次）（案）につきましては、よろしければ、その内容につきまして座長一任とさせていただきますして、必要な修正を行った上でパブリックコメントを実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【三友座長】

ありがとうございました。それでは、そのような形で手続を進めていきたいと思っております。

（7）閉会

事務局より、第31回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。